

こどもの意見聴取・反映の取組み

1. こども基本法

「子どもの権利条約」の四原則の一つである「意見を言う権利」について、「こども基本法(こどもの権利を基軸とした総括法)」でも改めて明記され、国や自治体に意見聴取・反映が義務付けられた。

子どもの権利条約

1989 年国連で採択され、翌年発効、196 の国や地域で締結される世界でも最も受け入れられている人権条約(日本は 1994 年批准)

こども基本法 2023.4 施行

第 3 条 基本理念

こどもの年齢や発達の程度に応じ、自分に直接関係する**全ての事項**に関し、**意見表明**の機会や多様な社会活動に**参画する機会を確保する。**

第 11 条 こどもの意見反映

国と自治体は、**こども施策の策定や実施、評価**にあたり、こども施策の対象となるこどもやこどもの養育者、関係者の**意見を反映**するための措置を**実施しなければならない。**

2. アンケート等

令和 5 年度、「こども計画」の策定に向けて 5 年毎のアンケート調査を実施したほか、高山駅西地区のまちづくり、原山市民公園の大型遊具整備など、個別案件での意見聴取を実施した。

アンケート調査 2023.10 実施

対象:市内全ての小学 5 年、中学 2 年
約 1,500 名(回答率 96.1%)
方法:Web フォームから回答
設問:学校生活、家庭生活、自身の気持ち、まちについて など

原山市民公園整備プラン投票

コンセプト段階の意見聴取のほか、5 事業者から提案のあった整備プランの人気投票に基づき選考
回答数:7,374 人(39.3%)



3. Web フォーム

岐阜県では、令和 6 年 4 月から、こどもや若者の意見募集を行うオンラインフォームを開設した。提出のあった意見は、住所地の市町村にも共有される。

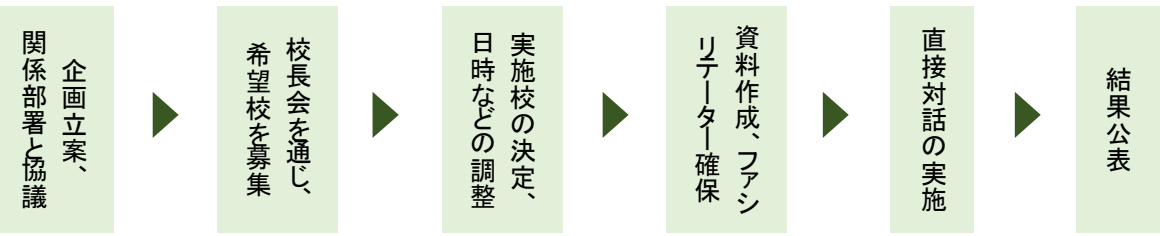
対象:県内在住のこども、若者(概ね小学 1 年生から 30 代の若者)
備考:意見は取組みに活かすとともに、主な意見内容と県の考え方を公開



<https://logoform.jp/form/T8mB/545449>

4. 直接対話に向けて

令和 6 年度、「こども計画」の策定、計画に基づく取組みの推進に向けた様々な意見を聴くとともに、こどもの社会とのつながり、まちづくりへの関心の醸成など目指した「直接対話」を実施した。



5. 直接対話の結果

一回目 R6.10~11 資料を元にした学習(1 コマ)
グループに分かれ意見交換(1 コマ)



▲11/5(火)北小 ▼10/8(火)栃尾小

11/5(火)北小での主な意見など

方法について	工夫について
[ご意見箱] ・学校で定期的にまとめて出す ・クラスで話し合い代表者が出す ・学校にポストを置く ・町内会回覧板に意見を書く ・Web アンケートを開設	・集まる場に意見箱を設置 ・家庭でも書けると良い ・人前では発表しにくい ・タブレットを活用した回答 ・シールや消しゴムで周知
[組織化(こども会議など)] ・こどもが委員を選ぶ ・学校代表が毎月集まって話す ・地区の代表者が半年毎に話す ・市役所に集まって意見を言う	・参加したら図書カード ・大人も子ども目線で考えて ・リズミカルに会話を
[直接対話など] ・学校に来た市の職員に言う ・案内された電話で話す ・親を集めて意見を聴く ・こども選挙の実施 ・お祭りやイベントで楽しく参加	・直接顔を見て話せると良い ・一対一が話しやすい ・無記名の選択式投票 ・ほしい建物などを投票で選ぶ
[その他意見など] ・年齢別に遊べる公園、こどもが自分で活動できる場、小学生が運営できる駄菓子屋、飲食店、チェーン店、ショッピングセンター、アニメやグッズの店、映画館、動物園などの施設があると良い ・プールがきれいになって良かった ・パチンコはこれ以上要らない ・ごみやタバコの吸い殻を捨てないように ・給食が選べたり、バイキングができると良い ・公園に荷物を置ける場所があると良い ・スクールバスがあると良い ・こどもだけで乗れるタクシーや車があると良い など	

二回目 R7.3 頃実施予定
振り返り、意見交換(1 コマ)

一回目で出された様々な意見が、「こども計画」や今後の取組みにどのように活かされたか**結果をフィードバック**

6. 次年度以降の予定

- こどもにも分かり易い「こども計画(こども版)」の作成、題材にした**出前授業**などの展開
- 意見箱(オンライン、リアル)**の設置、窓口の周知啓発、提出された意見に対するリアクション(回答)の実施
- 組織化(こども会議)**などこどもがまちづくりに直接参画する仕組みづくりの検討